

平成29年度 第5回人事委員会 会議結果

一 日 時 平成29年6月12日（月） 午後3時から3時30分

二 場 所 人事委員会委員室（県庁第2庁舎7階）

三 出席者

- | | | | | | |
|---------|------|------|---------|------|--|
| 1 人事委員 | 委員長 | 上田博久 | | | |
| | 委員 | 中原都 | | | |
| | 委員 | 曾我紀厚 | | | |
| 2 事務局職員 | 事務局長 | 今岡誠一 | 次長兼任用課長 | 山添久 | |
| | 給与課長 | 吉野一朗 | 係長 | 富山哲明 | |
| | 係長 | 足立陽子 | 係長 | 古川真史 | |
| 3 傍聴者 | | なし | | | |

四 議 題

議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について

議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者）

議案第3号 労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

条例改正に対する本委員会の意見について、**事務局**が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

1 条例案の名称

議案第7号 職員の退職手当に関する条例の一部改正について

議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第9号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

2 改正理由、改正案の概要及び条例案並びに条例案に対する人事委員会の判断（案）

○職員の退職手当に関する条例の一部改正について

（1）条例の改正理由

雇用保険法の一部が改正され、失業等給付の内容が変更されたことに伴い、所要の改正を行う。

（2）条例の概要

①失業者の退職手当について、雇用保険法の改正による変更後の失業等給付に準じたものに改める。

※失業者の退職手当：職員が退職時に受けた一般の退職手当が雇用保険による失業等給付の額を下回った場合（採用1、2年での自己都合退職の場合など）に、その差額を失業等給付の例により退職手当として支給する制度

②移転費の支給対象者に、職業紹介事業を行う地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介により就職する者を加える。

③その他所要の規定の整備を行う。

④施行期日は、平成 30 年 1 月 1 日とする②に関する事項を除き、公布日とする。

⑤所要の経過措置を講ずる。

《参考》雇用保険法の改正概要

1 暫定措置の見直し

リーマンショック時に雇用保険法で創設した失業等給付の暫定措置については、その期限が平成 28 年度末までとなっていることから、引き続き必要な措置を実施。

- (1) 雇用情勢が悪い地域に居住する者の給付日数を 60 日延長する暫定措置を 5 年間実施。
- (2) 災害により離職した者の給付日数を原則 60 日（最大 120 日）延長。
- (3) 障害等により就職することが困難な者の給付日数を 60 日延長。

2 移転費の支給対象の拡大

公共職業安定所が紹介した職業に就職する等のため住所又は居所を変更する必要がある者に交通費、移転費用等が支給されていたが、UIJ ターンを希望する者を支援し、広域的な職業紹介等を促進するため、移転費の支給対象者に職業紹介事業を行う地方公共団体及び職業紹介事業者の紹介により就職する者を加える。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

国に準じて、失業者の退職手当を雇用保険法の改正による変更後の失業等給付に準じたものに改め、所要の規定の整備を行うものであり、異議はない。

○職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 非常勤職員の育児休業について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない等一定の要件を満たす場合は、2 歳に達する日まで取得できることとする。
- (2) 再度の育児休業が取得できる場合等の特別の事情について、保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを明記する。
- (3) 施行期日は、平成 29 年 10 月 1 日とする(1)に関する事項を除き、公布日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

育児・介護休業法の改正を踏まえ、国に準じて非常勤職員の育児休業期間を延長できるようにするほか所要の規定の整備を行おうとするものであり、異議はない。

○鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、職員を派遣する公益的法人等を追加する。

2 条例の概要

- (1) 公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、一般財団法人山陰インバウンド機構を加える。
- (2) 施行期日は、平成 29 年 10 月 2 日とする。

3 条例案に対する当委員会の判断（案）

必要な派遣先の追加を行うものであり、異議はない。

◇議案第2号

選考により採用する職に係る承認（知的障がい者）について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県知事から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

1 申請理由

本県では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨に基づき、知的障がい者の雇用の促進を図ることとしている。

この知的障がい者の採用については、知的障がい者に対象を限定した試験であり、全ての国民を対象に募集を行う競争試験にはなじまないと考えられることから、選考による採用とする必要があるため。

2 採用予定者数

1名程度

3 採用予定日

平成30年4月1日

4 選定方法

知事部局において選考を実施。

(1) 試験内容

① 1次試験

- ・筆記試験（公務員として必要な一般的な知識及び知能（社会・人文・自然に関する知識、文章理解・判断推理・数的推理・資料解釈等の能力）についての筆記試験）
- ・人物試験（理解力やコミュニケーション力についての集団面接）
- ・適性検査（職務遂行に関する適性についての検査）

② 2次試験

- ・人物試験（人物・意欲及び作業能率（集計作業、簿冊整理などの職務内容に係る実技）についての個別面接）

(2) 受験資格

①年齢要件 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人

②資格・免許等

- ・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者
- ・知的障がい者更正相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された者

5 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要するもの」として整理されている職であり、また、選定方法も適当であると判断する。

◇議案第3号

労働基準法第41条の規定に基づく宿日直勤務の許可について、事務局が説明し、原案のとおり決定

した。

【説明】

鳥取県議会から労働基準法第41条第3号及び労働基準法施行規則第23条の規定に基づき宿日直勤務の申請があり、適当と認められるので、申請のとおり許可しようとするもの。

1 申請内容

平成15年度に知事部局及び教育委員会事務局、平成22年度に監査委員会事務局及び人事委員会事務局に許可済みである「災害及び事件、事故等に対する24時間災害初動体制」にかかる宿日直勤務を行うもの。

2 許可の要件

労働基準法施行規則第23条に基づく断続的な宿日直勤務の許可基準については、厚生労働省から次のとおり示されている。

- (1) 宿日直の勤務の態様が労働密度の薄いものであること。
- (2) 一定額以上の宿日直手当が支払われること。
- (3) 宿日直勤務については週1回、日直勤務については月1回を限度とすること。
- (4) 宿日直勤務については、相当の睡眠設備が設置してあること。

3 申請内容の検討

(1) 勤務の態様

地震や津波などの自然災害や大規模事故が発生した場合に、危機管理局の指示の下に情報収集の補助業務などを行うほか、一般的な待機業務を行うものであり、労働密度は薄いと認められる。

○ 勤務時間

| | |
|----|-------------------|
| 宿直 | 午後5時15分～翌日午前8時30分 |
| 日直 | 午前8時30分～午後5時15分 |

(2) 宿日直手当

いずれも宿日直手当に関する規則に定める宿日直手当（1回あたり4,200円）を支給することとしている。

《根拠規定》

職員の給与に関する条例第16条の2（宿日直手当）

宿日直手当に関する規則第3条（宿日直手当の額）

職員の勤務時間、休暇等に関する規則第8条第1項（宿日直勤務）

(3) 宿日直の回数

いずれも、一人あたりの回数は、宿直が週1回未満、日直が月1回未満であり、基準を満たしている。

| | 基準 | 申請内容 |
|------|-------|------------------|
| 宿直勤務 | 週1回以内 | 年2回／1人（週0.04回未満） |
| 日直勤務 | 月1回以内 | 年2回／1人（月0.17回未満） |

※ 宿直は毎日、日直は週休日等のみ。

(4) 睡眠設備の設置

防災待機室（県庁第二庁舎3階 10畳間=約16.56㎡）に寝具、冷暖房設備があり、相当の睡眠設備があると認められる。

六 次回人事委員会の開催

平成29年7月5日（水）午前9時40分から開催することとした。